

2019年4月

PL保険制度ご加入事業者の皆様

中小企業製造物責任制度対策協議会  
(日本商工会議所・全国商工会連合会・  
全国中小企業団体中央会)  
幹事：東京海上日動火災保険株式会社

### 「中小企業PL保険制度」終了のお知らせ

～中小企業経営者の要望を受けてPL補償を含めたビジネス総合保険がスタートしています～

平素より協議会保険制度「中小企業PL保険制度」をご活用賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本保険制度は、1995年に製造物責任法（PL法）が施行され、中小企業が製造物の欠陥により損害賠償責任を求められた場合の賠償能力を確保することを目的に創設された制度です。本制度開始から20年以上が経過し、近年は大規模自然災害の多発などにより企業が直面するビジネスリスクは多様化・複雑化しており、協議会保険制度だけではカバーしきれないことから現在の加入件数は制度設立当初の半分以下となっております。加入件数の減少によりこれまでの保険料水準を維持することが困難な状況になっているほか、旧来の方法での事務手続き等で加入者にご不便、ご迷惑をおかけすることもあり改善を求める声が増加しています。

そこで、日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会は、PLに限らない総合的な賠償責任リスクを補償する保険として、「ビジネス総合保険制度」を開始しております。同保険制度は、事業者の皆様にご好評をいただいております。協議会保険制度にご加入のお客様の移行も進んでおります。

こうした状況を踏まえ、このたび誠に勝手ながら、協議会保険制度は2021年6月までに終了させていただくことになりました。今後、ご加入者の皆様には、PL補償もカバーするビジネス総合保険をご案内させていただきたく存じますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。追って詳細は、ご加入の各保険会社よりご案内させていただきます。

なお、引き続きPLリスクのみの補償を希望する既存のご加入者につきましては、各損保会社がPLリスクの補償のみで加入できるビジネス総合保険制度等をご用意し対応することとしております。

今後ともますますのご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※日本商工会議所で実施しております「全国商工会議所PL団体保険制度」も同様に2021年6月までに終了させていただきます。